

国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)

国連人権理事会 (UNHRC)

普遍的・定期的審査 (UPR)

第28回 (2017年11月6日-17日)

利害関係者による提出：

日本国における人権状況について

琉球民族独立総合研究学会 (以下、ACSILs<sup>i</sup>) は2013年5月15日、琉球 (リュウチュウ、または、より広く知られた呼び方としてのリュウキュウは、現在の日本における沖縄県及び奄美諸島を指す) において設立された。ACSILs は、琉球民族の、琉球民族による、琉球民族のための学会である。会員数は400名近く、会員の全てが琉球の島々に民族的ルーツを持つ琉球民族である。我々は「先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP<sup>ii</sup>)」の前文第9段落にあるように、まさしく「先住民族が、政治的、経済的、社会的および文化的向上のために、そしてあらゆる形態の差別と抑圧に、それが起こる至る所で終止符を打つために、自らを組織」した。ACSILs は琉球独立実現のための多角的かつ総合的な研究を行っている。琉球が今もなお日本に植民地化され差別されていることから、琉球独立運動は「先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP<sup>iii</sup>)」における第46条【主権国家の領土保全と政治的統一、国際人権の尊重】(1) で述べられているような「主権独立国家の領土保全または政治的統一を全体的または部分的に、分断しあるいは害するいかなる行為」には該当しない。琉球独立運動は我々琉球民族の国家の主権を回復する運動である。国際人権両規約「自由権規約 (市民的及び政治的権利に関する国際規約) ICCPR<sup>iv</sup>」ならびに「社会権規約 (経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約) ICESCR<sup>v</sup>」の共通第1条において謳われているように、我々琉球民族を含むすべての人民は、「自己決定権」を有する。「自由権規約 (市民的及び政治的権利に関する国際規約) ICCPR<sup>vi</sup>」の第18条【思想、良心及び宗教の自由】、第19条【表現の自由】、そして第27条【少数民族の権利】に基づき、我々は先の共通第1条の実現をめざし、琉球独立に関する研究を推し進めてゆく。



琉球民族独立総合研究学会 (ACSILs) 事務局

〒901-2701 琉球 (沖縄) 宜野湾市  
宜野湾 2-6-1 <5517 号室> (日本)

TEL/FAX: +81-50-3383-2609

Eメール: [info@acsils.org](mailto:info@acsils.org)

ホームページ: [www.acsils.org](http://www.acsils.org)

## I. イントロダクション

1. 琉球の島々に民族的ルーツを持つ琉球民族は独自の民族である。現在、琉球の島々には琉球民族が住んでおり、また日本、そして世界各地にも琉球民族が生活をしている。
2. 日本の琉球に対する植民地化は 1609 年の薩摩侵攻<sup>vii</sup>に端を発した。この植民地化の動きは 1879 年の日本政府による琉球國の武力併合（いわゆる「琉球処分」）により完了するが、この武力併合は「条約法に関するウィーン条約<sup>viii</sup>」の第 51 条【国の代表者に対する強制】に違反していた。日本による武力併合と植民地化の結果、琉球民族は、国家なき民族、マイノリティ民族となり、差別、搾取、支配の対象となってきた。このことは、1945 年に琉球の地を日本が太平洋戦争の地上戦の場（＝捨て石）としたことや、1952 年に日本自らの主権回復のためとして琉球を米国への質草にしたこと、米国軍政府による戦後 27 年間に及ぶ抑圧的支配、そして、1972 年のいわゆる日本「復帰」（＝1945 年 8 月 14 日に日本が受け入れた「ポツダム宣言<sup>ix</sup>」の第 8 条に違反）の後も日米が「日本国土」の 0.6%の琉球に米軍基地の 70%以上を押し付け続けていることなどからも、歴史的に明らかである。実際のところ、このいわゆる日本「復帰」は日米の密約<sup>x</sup>を伴う琉球再併合でしかなかった。また、現在進行形の出来事として、2012 年には、琉球において全会一致の反対があったにもかかわらず、欠陥機として悪名高い MV22 オスプレイが日米により琉球に強行配備された<sup>xi</sup>。さらに日米両政府は琉球における沖縄島の北部地域にある辺野古や高江において新たな軍事基地の建設を暴力的に推し進めている<sup>xii</sup>。これらの行為は琉球民族に対する植民地支配と差別の更なる証拠でもある。
3. 日本人は、琉球を犠牲にして、「日本の平和と繁栄」をこれからも享受し続けようとしている。このままでは、我々琉球民族はこの先も子孫末代まで平和に生きることができず、戦争の脅威におびえ続けなければならない。また、日本企業、日本人セトラーによる経済支配が拡大し、日本政府が策定した振興開発計画の実施により琉球の環境が破壊され、民族文化に対する同化政策により精神の植民地化も進められている。これは奴隷的境涯である。
4. 琉球民族は本質的に独立しており、国際人権規約「自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）ICCPR<sup>xiii</sup>」ならびに「社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）ICESCR<sup>xiv</sup>」の共通第 1 条において保障された「自己決定権」を行使できる法的主体である。琉球の地位や将来を決めることができるのは琉球民族のみである。琉球は日本から独立し、全ての軍事基地を撤去し、新しい琉球が世界中の国々や地域、民族と友好関係を築き、我々琉球民族が長年望んでいた平和と希望の島を自らの手で作りあげる必要がある。

## II. これまでの審査等について

5. 2007 年、「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」が国連総会において採択された。(A/RES/61/295)<sup>xv</sup>
6. 2008 年、国連自由権規約委員会（CCPR）は、日本に対し、「締約国（日本）は、国内法によってアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を先住民族として明確に認め彼らの文化遺産及び伝統的生活様式を保護し、保存し、促進し、彼らの土地の権利を認めるべきである。締約国（日本）は、アイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の児童が彼らの言語で、あるいは彼らの言語及び文化について教育を受ける適切な機会を提供し、通常の教育課程にアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の文化及び歴史を含めるべきである。」との勧告を行った。(CCPR/C/JPN/CO/5, 段落 32)<sup>xvi</sup>
7. 2010 年、国連人種差別撤廃委員会（CERD）は、日本に対し、「ユネスコは沖縄の固有の民族性、歴史、文化、伝統並びにいくつかの琉球語を認めている（2009 年）ことを強調するとともに、委員会は、沖縄の特色に妥当な認識を示そうとする締約国（日本）の姿勢を遺憾に思い、沖縄の人々が被る持続的な差別について懸念を表明する。さらに、委員会は、沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する（第 2 条及び第 5 条）」との見解を示した。(CERD/C/JPN/CO/3-6, 段落 21)<sup>xvii</sup>

8. 2012年、日本は「沖縄に居住する人あるいは沖縄県出身者は、日本国民であり、日本国民としての権利をすべて等しく保障されている。」と回答した。(CCPR/C/JPN/6, 段落 337)<sup>xviii</sup>

9. 2014年、国連自由権規約委員会 (CCPR) は、日本に対し、「締約国 (日本) は、法制を改正し、アイヌ、琉球及び沖縄のコミュニティの伝統的な土地及び天然資源に対する権利を十分保障するためのさらなる措置をとるべきであり、それは、影響を受ける政策に事前に情報を得た上で自由に関与する権利を尊重しつつ行われるべきである。また、可能な限り、彼らの児童に対する彼ら自身の言葉での教育を促進すべきである。」との勧告を行った。(CCPR/C/JPN/CO/6, 段落 26)<sup>xix</sup>

10. 2014年、国連人種差別撤廃委員会 (CERD) は、日本に対し、「委員会は、ユネスコによる独特な民族性、歴史、文化及び伝統の承認にもかかわらず、琉球／沖縄を先住民族として承認しない締約国 (日本) の立場を遺憾に思う。委員会は、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画に基づく、琉球に関して締約国 (日本) によってとられ実施された措置に留意するものの、彼らの権利の保護に関する琉球の代表との協議のために十分な措置がとられてこなかったことを懸念する。委員会はまた、消滅する危険がある琉球の言語を振興し保護するために十分なことが行われていないとの情報、及び教科書が適切に琉球の人々の歴史及び文化を反映していないとの情報を懸念する (第 5 条)。」との見解を表明した。(CERD/C/JPN/CO/7-9, 段落 21)<sup>xx</sup>

11. 2016年、日本は、「人種差別撤廃委員会の最終見解 (CERD/C/JPN/CO/7-9) に対する日本政府コメント」<sup>xxi</sup>を公表し、「沖縄に住んでいる方々は長い歴史の中で特色豊かな文化、伝統を受け継がれていると認識しているが、日本政府として「先住民族」と認識している人々はアイヌの人々以外には存在しない。」と表明した。

12. 2016年の10月から11月にかけて実施された琉球における地元の新聞社による最新の世論調査<sup>xxii</sup>において、『今後の日本における沖縄の立場をどうすべきか』という質問に『現行通り、日本の一地域 (県) のまま』と答えた人が前回 (2011年) から 15.7 ポイント減って半数を割り、46.1%となった」ことが明らかになった。

### III. 琉米、琉仏、琉蘭修好条約の原本を日本政府が収奪した件について<sup>xxiii</sup>

#### 背景と問題

13. 1854年、琉球國は米国との間に琉米修好条約 (亜米利加合衆国琉球王国政府トノ定約)<sup>xxiv</sup>を締結した。また、琉球國は 1855年にはフランスとの間に、そして、1859年にはオランダとの間に同様の条約を締結した。日本政府は 1870年代におけるいわゆる「琉球処分」(実際には日本政府による琉球國の武力併合)の過程において、これらの条約の原本を収奪した。現在、これらの条約の原本は日本の外務省が保持しており、日本の外務省はいかにしてそれを保持するに至ったかを説明することを拒否している。

14. 我々は、日本政府のこの収奪行為は、「自由権規約 (市民的及び政治的権利に関する国際規約) ICCPR<sup>xxv</sup>」第 27 条【少数民族の権利】、及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP<sup>xxvi</sup>)」第 8 条【強制的同化の禁止】(1, 2(a), (d)) に著しく違反していると考える。

#### 勧告

15. 日本政府は直ちに上記の 3 条約の原本を琉球民族に返還するべきである。

### IV. 琉球國が独立国として歴史的に存在していた事実を日本政府が無視している件について

#### 背景と問題

16. 2015年2月25日、沖縄県選出の衆議院議員である照屋寛徳氏が日本政府に対し「琉球王国の歴史的事実と認識に関する質問主意書<sup>xxvii</sup>」を提出し、1879年のいわゆる「琉球処分」(実際には日本政府による琉球國の武力併合)が実行された際の独立主権国家である琉球 (王) 国に対する日本政府の認識はいかなるものであったのかに関する質問を行った。2015年3月6日、日本

の首相である安倍晋三氏は閣議決定された答弁書<sup>xxviii</sup>により、「御指摘の『琉球王国』をめぐる当時の状況が必ずしも明らかではないこともあり、お尋ねについて確定的なことを述べることは困難である。」と返答した。

17. 我々は、日本政府による上記の返答は詭弁でしかないと考える。さらに、我々は、琉球國が独立国として歴史的に存在していた事実を否定する行為は、「自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）ICCPR<sup>xxix</sup>」第 27 条【少数民族の権利】、及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP<sup>xxx</sup>）」第 8 条【強制的同化の禁止】（1、2(a)、(d)）、第 13 条【伝統の維持についての権利】（1）、そして第 15 条【理解と寛容の促進】（1）に著しく違反していると考えます。

18. 文化は歴史に基づくものであるとするならば、歴史の否定は文化の破壊を招き、結局は武力併合へとつながる。琉球國は、1879 年以前、明らかに独立国であった。本文書の第 13 段落でも述べたとおり、琉球國が独立国として存在していた物的証拠として、1854 年の琉米修好条約、1855 年の琉仏修好条約、1859 年の琉蘭修好条約が存在する。さらに、米国は自国の国務省広報局歴史課の公式ホームページにおいて、「19 世紀までは琉球（リュウチュウ）は日本とアジア大陸を結ぶ中継貿易に長けた独立した王国であった<sup>xxxi</sup>」と表記しており、さらに、「1879 年、日本は琉球（リュウチュウ）諸島を直接的に接收し、それらの島々を日本の一部にした<sup>xxxii</sup>」とも明記されている。

#### 勧告

19. 日本政府は直ちにかつ公式的に、琉球國が独立国として歴史的に存在していた事実を認め、1870 年代の琉球國の日本への武力併合について謝罪すべきである。

20. 日本政府は直ちにかつ公式的に、琉球國が独立国として歴史的に存在していた事実を教科書に掲載し出版することを奨励すべきである。

### V. 琉球民族の遺骨の返還に関する権利について

#### 背景と問題

21. 琉球における墓から持ち出された琉球民族の人骨が少なくとも 26 体、京都大学に 75 年間以上も保管されていたことがこのほど明らかになった<sup>xxxiii</sup>。たとえ研究目的で持ち出されたとしても、これは容認できる行為ではない。これらの人骨は 1928 年と 1929 年に日本の人類学者らによって持ち出され、それらが京都大学に保管されている。その他に、33 体の琉球民族の人骨が、第二次世界大戦終結前まで日本に植民地支配されていた台湾における国立台湾大学に保管されていることも判明した。これら 2 つ事例は、琉球より収奪され未返還の琉球民族の人骨にまつわる事項のなかで、現時点において判明しているものである。この件に関して、京都大学の関係者は、「本件について個別の問い合わせには応じかねる」としている。

22. 我々は、上記の事項は「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP<sup>xxxiv</sup>）」第 12 条【伝統儀礼を行う権利】に著しく違反しているものと考えます。

#### 勧告

23. 日本政府は上記の事項に関して速やかにかつ徹底的に調査を行うべきであり、さらに、収奪した琉球民族の人骨を琉球に返還するべきである。

### VI. 琉球民族に対する人種的または民族的差別を助長または扇動する意図をもつプロパガンダ（デマ、うそ、偽りのニュースを含む広報宣伝）について

#### 背景と問題

24. 日本の公安調査庁（JPSIA：国内外のテロリスト集団や様々な国々の状況に対し調査を行う法務省の外局）は、その最新のレポート（「内外情勢の回顧と展望（平成 29 年（2017 年）1 月）」<sup>xxxv</sup>）において、「既に、中国国内では、『琉球帰属未定論』に関心を持つ大学やシンクタンクが中心となって、『琉球独立』を標ぼうする我が国の団体関係者などとの学術交流を進め、関係を深

めている。こうした交流の背後には、沖縄で、中国に有利な世論を形成し、日本国内の分断を図る戦略的な狙いが潜んでいるものとみられ、今後の沖縄に対する中国の動向には注意を要する。」と記述している。さらに、公安調査庁の過去のレポート(「内外情勢の回顧と展望(平成27年(2015年)1月)」<sup>xxxvi</sup>)では、中国は「在沖米軍基地撤去に向けた運動に取り組む反対派住民団体などの主張を「日本国民の政府批判の声」として世論戦での材料に利用するとともに、「琉球独立勢力」に接近するなど、日米同盟分断や尖閣諸島「領有権問題」での揺さぶりを企図した動きも見られた。」と記述している。

25. 上述した公安調査庁によるレポートにみられる「琉球独立勢力」などの団体は明らかに我々(ACSILs)を指しているものと考えられる。これらのレポートは事実誤認、ならびに、いわゆる「中国脅威論」を利用した琉球民族に対する人種的または民族的差別を助長または扇動する意図をもつプロパガンダ(デマ、うそ、偽りのニュースを含む広報宣伝)を含んでおり、「先住民族の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP<sup>xxxvii</sup>)」第8条【強制的同化の禁止】(2(e))に著しく違反している。

### 勧告

26. 日本政府は直ちに上記のレポートの当該箇所を削除し、ACSILsや琉球民族に対する差別を含んだ一切のプロパガンダを流布する行為をやめるべきである。

## VII. 人種差別と法的保護について

### 背景と問題

27. 2012年、日本は「人種差別及び性的指向に基づく差別からの法的保護の強化」ならびに「公務員に対する人権研修を継続すること」に関する事項についての合意を行った(A/HRC/22/14, 段落147.34及び147.115)<sup>xxxviii</sup>。2016年の5月に日本で初めてとなるヘイトスピーチ対策法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が国会を通過したのではあるが、この法律は人種差別に対応したものではなく、罰則規定もない<sup>xxxix</sup>。

28. 2016年10月18日、大阪府から琉球に派遣された2人の機動隊員が、高江における米軍基地建設に反対する琉球人に対して「土人<sup>xl</sup>」などの差別的な発言を浴びせた<sup>xli</sup>。これら2人の機動隊員のヘイトスピーチは日本の刑法第195条に抵触しているにもかかわらず、この2人は大阪府に送り返されたのちに、最も軽微な処分を受けるにとどまった。内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策担当)の鶴保庸介氏は、「土人」という言葉が差別的な言動には当たらないと繰り返して述べている。

29. 我々は、これらの問題は「人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約) ICERD<sup>xlii</sup>」第4条【人種的優越主義に基づく差別と扇動の禁止】に違反しており、また、「先住民族の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP<sup>xliii</sup>)」第2条【差別の禁止】にも違反していると考えられる。

### 勧告

30. 第一に、日本政府は、本文書の第2段落でも述べたように、琉球における沖縄島の北部地域にある辺野古や高江における新たな軍事基地建設の強行を直ちにやめるべきであり、今すぐに琉球の脱軍事基地化と脱植民地化を開始するべきである。

31. 日本政府は直ちに反差別法を制定し、日本における先住民族を保護すべきである。

32. 日本政府は警察学校における先住民族に対する人権教育を徹底するべきである。

33. 日本政府は琉球から全ての機動隊員を直ちに撤退させるべきである。

34. 日本政府は琉球における米軍基地反対運動のリーダーである山城博治氏<sup>xliiv</sup>に対する不当な拘留を直ちにやめ、完全に釈放すべきである。

- 
- i <http://www.acsils.org>
- ii [http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS\\_japanese.pdf](http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf)
- iii [http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS\\_japanese.pdf](http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf)
- iv [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html)
- v [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_001.html)
- vi [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html)
- vii <http://www.japanupdate.com/2016/04/meiji-invasion-of-ryukyu-kingdom/>
- viii [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S56-0581\\_1.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S56-0581_1.pdf)
- ix <http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html> ポツダム宣言 第8条：「『カイロ』宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主權ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」
- x <http://ryukyushimpo.jp/news/preentry-191122.html>
- xi <http://ryukyushimpo.jp/editorial/preentry-196673.html>
- xii <http://ryukyushimpo.jp/photo/preentry-243058.html>
- xiii [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html)
- xiv [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_001.html)
- xv [http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS\\_japanese.pdf](http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf)
- xvi [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu\\_kenkai.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kenkai.pdf)
- xvii <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/saishu3-6.pdf>
- xviii <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023051.pdf>
- xix <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>
- xx <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf>
- xxi <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000190405.pdf>
- xxii <http://ryukyushimpo.jp/news/entry-420582.html>
- xxiii <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/akebono/03.html>
- xxiv <http://ryukyushimpo.jp/news/preentry-240653.html>
- xxv [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html)
- xxvi [http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS\\_japanese.pdf](http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf)
- xxvii [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a189097.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a189097.htm)
- xxviii [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b189097.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b189097.htm)
- xxix [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html)
- xxx [http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS\\_japanese.pdf](http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf)
- xxxi <https://history.state.gov/countries/lew-chew>
- xxxii <https://history.state.gov/countries/lew-chew>
- xxxiii <http://ryukyushimpo.jp/news/entry-445281.html>
- xxxiv [http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS\\_japanese.pdf](http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf)
- xxxv <http://www.moj.go.jp/content/001221029.pdf> 「内外情勢の回顧と展望（平成29年（2017年）1月）」
- xxxvi <http://www.moj.go.jp/content/001131174.pdf> 「内外情勢の回顧と展望（平成27年（2015年）1月）」
- xxxvii [http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS\\_japanese.pdf](http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf)
- xxxviii [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/pdfs/upr2\\_kekka.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr2_kekka.pdf)
- xxxix <http://www.moj.go.jp/content/001184402.pdf>
- xl 日本語における「土人」の文字どおりの意味は「土着の住民」である。しかしながら、特に1899年に日本政府が北海道旧土人保護法を策定し、日本人が「土人」という言葉をアイヌの人々に対して使い始めたのちに、「土人」という言葉の意味が変化してきた。この北海道旧土人保護法はアイヌの人々に対する差別的な法律であり、「土人」という言葉がアイヌの人々に対する差別用語になった。このような歴史的観点から、「土人」という言葉が差別用語であることが理解できる。
- xli <http://ryukyushimpo.jp/news/entry-378325.html>
- xlii <http://www.un-documents.net/icder.htm>
- xliiii [http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS\\_japanese.pdf](http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf)
- xliv <https://www.amnesty.or.jp/en/get-involved/ua/ua/2017ua023.html>



UNITED NATIONS  
**HUMAN RIGHTS**  
OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER

Hello, [acsils!](#) | [Change Password](#) | [Log off](#)

[Home](#) [Contact UPR Team](#)

## Contribution for the UPR Documentation

# Your Contribution Has Been Delivered Successfully!!

[Click Here to Make Another Contribution](#)